

令和2年12月23日

派遣元事業主 殿

熊本労働局職業安定部  
職業安定課需給調整事業室長

令和3年1月1日及び令和3年4月1日から施行・適用される改正労働者  
派遣法施行規則・指針の概要について

日頃から労働者派遣事業の適正な運営について、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年7月14日に開催されました第303回労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会における審議を経て、公表されました「労働者派遣制度に関する議論の中間整理」を踏まえ、今般、①「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第170号。以下「1月施行省令」という。)、②「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第171号。以下「4月施行省令」という。)、③「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示」(令和2年厚生労働省告示第346号。以下「1月適用告示」という。)及び④「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示」(令和2年厚生労働省告示第347号。以下「4月適用告示」という。)が公布・告示されました。

①1月施行省令及び③1月適用告示につきましては令和3年1月1日から、②4月施行省令及び④4月適用告示につきましては、令和3年4月1日から施行・適用となります。

つきましては、その概要について下記のとおりお知らせいたしますので、改正内容についてご了知いただきますとともに、労働者派遣事業の適正な運営の確保のため、適切なご対応を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

第1 令和3年1月1日施行・適用の改正概要について

- 1 派遣労働者の雇入れ時の説明の義務付け
- (1) 1月施行省令の概要

派遣元事業主が派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し説明しなければならない事項として、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「法」という。)第30条の2第1項の規定による教育訓練及び同条第2項の規定による援助の内容を追加すること。【労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第20号。以下「施行規則」という。)第25条の14第2項第4号】

## (2) 1月適用告示の概要

(1)の改正に伴い、派遣元事業主が講ずべき派遣労働者に対するキャリアアップ措置として、派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、労働契約の締結時までに教育訓練計画を説明しなければならないこととすること。また、派遣元事業主は、当該教育訓練計画に変更があった場合は、その雇用する派遣労働者に対し、速やかにこれを説明しなければならないこと。【派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第137号。以下「派遣元指針」という。)第2の8(5)ロ】

## 2 労働者派遣契約に係る事項の電磁的記録による作成(1月施行省令)

施行規則第21条第3項に基づき、書面により作成することとされている労働者派遣契約について、電磁的記録により作成することも認めること。【厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成17年厚生労働省令第44号)別表第2】

## 3 派遣先における派遣労働者からの苦情の処理(1月適用告示)

派遣先が、派遣労働者の苦情の処理を行う際の留意点として、特に、法の規定により、派遣先の事業を行う者を派遣中の労働者を使用する事業者とみなして適用する労働関係法令上の義務に関する苦情等については、誠実かつ主体的に対応しなければならないこと。【派遣先が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第138号)第2の7(2)】

## 4 日雇派遣における労働者派遣契約の解除時の措置(1月適用告示)

日雇派遣労働者に係る労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置として、派遣元事業主は、新たな就業機会の確保ができない場合は、まず休業等を行い、当該日雇派遣労働者の雇用の維持を図るとともに、休業手当の支払等の労働基準法(昭和22年法律第49号)等に基づく責任を果たすこと。【日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針(平成20年厚生労働省告示第36号)第2の5(2)】

## 第2 令和3年4月1日施行・適用の改正概要について

### 1 雇用安定措置に係る派遣労働者の希望の聴取等(4月施行省令)

派遣元事業主は、法第30条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による雇用安定措置を講ずるに当たっては、特定有期雇用派遣労働者等(同条第1項に規定する特定有期雇用派遣労働者等をいう。)から、当該特定有期雇用派遣労働者等が希望する当該措置の内容を聴取しなければならないこと。【施行規則第25条の2第3項】

派遣元事業主は、特定有期雇用派遣労働者等から聴取した内容を、派遣元管理台帳に記載しなければならないこと。【施行規則第31条第10号】

### 2 マージン率等のインターネットでの情報提供

#### (1) 4月施行省令の概要

法第23条第5項の規定による情報提供は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならないものとする。【施行規則第18条の2第1項】

#### (2) 4月適用告示の概要

派遣元事業主は、法第23条第5項の規定による情報提供に当たっては、マージン率及び協定の締結の有無等の情報に限らず、情報提供の義務がある全ての情報について、常時インターネットの利用により、広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とすること。【派遣元指針第2の16】

熊本労働局職業安定部  
職業安定課需給調整事業室  
096-211-1731

○厚生労働省令第七十号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第三十一条の二第一項及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）第四条第一項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月九日

厚生労働大臣 田村 憲久

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年

労働省令第二十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(待遇に関する事項等の説明) 第二十五条の十四 (略)</p> <p>2 法第三十一条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 法第三十条の二第一項の規定による教育訓練及び同条第二項の規定による援助の内容</p>	<p>(待遇に関する事項等の説明) 第二十五条の十四 (略)</p> <p>2 法第三十一条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(新設)</p>

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第二条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)	別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)	別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)	別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)
(略)	(略)	(略)	(略)
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則	第二十一条第三項の規定による書面の記載	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則	(新設) 第三十三条の三第三項の規定による書面の記載
(略)	(略)	(略)	(略)



附 則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十一号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十三条第五項、第三十条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三十七条第一項第十三号の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月九日

厚生労働大臣 田村 憲久

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する  
省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(情報提供の方法等)</p> <p>第十八条の二 法第二十三条第五項の規定による情報の提供は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(法第三十条の措置の実施の方法)</p> <p>第二十五条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 派遣元事業主は、法第三十条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による措置を講ずるに当たっては、特定有期雇用派遣労働者等(同条第一項に規定する特定有期雇用派遣労働者等をいう。以下同じ。)から、当該特定有期雇用派遣労働者等が希望する当該措置の内容を聴取しなければならない。</p> <p>(法第三十条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項)</p> <p>第二十五条の三 法第三十条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項は、特定有期雇用派遣労働者等の居住地、従前の職務に係る待遇その他派遣労働者の配置に関して通常考慮すべき事項とする。</p> <p>(法第三十七条第一項第十三号の厚生労働省令で定める事項)</p> <p>第三十一条 法第三十七条第一項第十三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p>	<p>(情報提供の方法等)</p> <p>第十八条の二 法第二十三条第五項の規定による情報の提供は、<u>事業所への書類の備付け、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(法第三十条の措置の実施の方法)</p> <p>第二十五条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(法第三十条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項)</p> <p>第二十五条の三 法第三十条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項は、<u>特定有期雇用派遣労働者等(同項に規定する特定有期雇用派遣労働者等をいう。以下同じ。)</u>の居住地、従前の職務に係る待遇その他派遣労働者の配置に関して通常考慮すべき事項とする。</p> <p>(法第三十七条第一項第十三号の厚生労働省令で定める事項)</p> <p>第三十一条 法第三十七条第一項第十三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p>

一〇九 (略)  
十 第二十五条の二第三項の規定により聴取した内容  
十一・十二 (略)

一〇九 (略)  
十 (新設)  
十一 (略)

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○厚生労働省告示第三百四十六号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の十二の規定に基づき、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示を次のように定め、令和三年一月一日から適用する。

令和二年十月九日

厚生労働大臣 田村 憲久

派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示

（派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部改正）

第一条 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第三百三十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

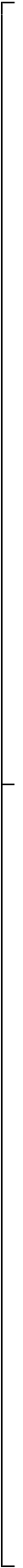
改正後	改正前
<p>第二 派遣元事業主が講ずべき措置</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 派遣労働者の雇用の安定及び福祉の増進等</p> <p>(一)〇四 (略)</p> <p>(五) 派遣労働者に対するキャリアアップ措置</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、労働契約の締結時までに教育訓練計画を説明しなければならぬこと。また、派遣元事業主は、当該教育訓練計画に変更があった場合は、その雇用する派遣労働者に対し、速やかにこれを説明しなければならないこと。</p> <p>ハ〇ホ (略)</p> <p>(六)〇十 (略)</p> <p>九〇十六 (略)</p>	<p>第二 派遣元事業主が講ずべき措置</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 派遣労働者の雇用の安定及び福祉の増進等</p> <p>(一)〇四 (略)</p> <p>(五) 派遣労働者に対するキャリアアップ措置</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、労働契約の締結時までに教育訓練計画を周知するよう努めること。また、派遣元事業主は、当該教育訓練計画に変更があった場合は、その雇用する派遣労働者に対し、速やかにこれを周知するよう努めること。</p> <p>ハ〇ホ (略)</p> <p>(六)〇十 (略)</p> <p>九〇十六 (略)</p>

(派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部改正)

第二条 派遣先が講ずべき措置に関する指針(平成十一年労働省告示第百三十八号)の一部を次の表のように改正する。



改正後	改正前
<p>第二 派遣先が講ずべき措置</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 適切な苦情の処理</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 苦情の処理を行う際の留意点等</p> <p>派遣先は、派遣労働者の苦情の処理を行うに際しては、派遣先の労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）上の使用者性に関する代表的な裁判例や中央労働委員会の命令に留意し、特に、労働者派遣法第四十四条の規定により派遣先の事業を派遣中の労働者を使用する事業と、労働者派遣法第四十五条及び第四十六条の規定により派遣先の事業を行う者を派遣中の労働者を使用する事業者と、労働者派遣法第四十七条の二から第四十七条の四までの規定により労働者派遣の役務の提供を受ける者を派遣労働者を雇用する事業主とみなして労働関係法令を適用する事項に関する苦情については、誠実かつ主体的に対応しなければならないこと。また、派遣先は、派遣労働者の苦情の申出を受け、派遣先において苦情の処理を行う方法、派遣元事業主と派遣先との連携のための体制等を労働者派遣契約において定めるとともに、派遣労働者の受入れに際し、説明会等を実施して、その内容を派遣労働者に説明すること。さらに、派遣先管理台帳に苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容及び苦情の処理状況について、苦情の申出を受け、及び苦情の処理に当たった都度、記載するとともに、その内容を派遣元事業主に通知すること。また、派遣労働者から苦情の申出を受けたことを理由として、当該派遣労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。</p> <p>八〇十八 (略)</p>	<p>第二 派遣先が講ずべき措置</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 適切な苦情の処理</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 苦情の処理を行う際の留意点等</p> <p>派遣先は、派遣労働者の苦情の処理を行うに際しては、派遣先の労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）上の使用者性に関する代表的な裁判例や中央労働委員会の命令に留意すること。また、派遣先は、派遣労働者の苦情の申出を受け、派遣先において苦情の処理を行う方法、派遣元事業主と派遣先との連携のための体制等を労働者派遣契約において定めるとともに、派遣労働者の受入れに際し、説明会等を実施して、その内容を派遣労働者に説明すること。さらに、派遣先管理台帳に苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容及び苦情の処理状況について、苦情の申出を受け、及び苦情の処理に当たった都度、記載するとともに、その内容を派遣元事業主に通知すること。また、派遣労働者から苦情の申出を受けたことを理由として、当該派遣労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。</p> <p>八〇十八 (略)</p>



(日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部改正)

第三条 日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針(平成二十年厚生労働省告示第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第二 日雇派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に日雇派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によつて労働者派遣契約の解除が行われた場合には、互いに連携して、当該派遣先の関連会社での就業のあつせん等により、当該労働者派遣契約に係る日雇派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。また、当該派遣元事業主は、当該労働者派遣契約の解除に当たつて、新たな就業機会の確保ができない場合は、まず休業等を行い、当該日雇派遣労働者の雇用の維持を図るとともに、休業手当の支払等の労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)等に基づく責任を果たすこと。</p> <p>(三)・(四) (略)</p> <p>第五 日雇派遣労働者に対する就業条件等の明示</p> <p>一 派遣元事業主は、労働基準法第十五条の規定に基づき、日雇派遣労働者との労働契約の締結に際し、労働契約の期間に関する事項、就業の場所及び従事すべき業務に関する事項、労働時間に関する事項、賃金に関する事項(労使協定に基づく賃金の一部控除の取扱いを含む。)及び退職に関する事項について、書面の交付(労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)第五条第四項ただし書の場合においては、同項各号に掲げる方法を含む。以下同じ。)による明示を確実に行うこと。また、その他の労働条件についても、書面の交付により明示を行うよう努めること。</p>	<p>第二 日雇派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 労働者派遣契約の解除に当たつて講ずべき措置</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に日雇派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によつて労働者派遣契約の解除が行われた場合には、互いに連携して、当該派遣先の関連会社での就業のあつせん等により、当該労働者派遣契約に係る日雇派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。</p> <p>(三)・(四) (略)</p> <p>第五 日雇派遣労働者に対する就業条件等の明示</p> <p>一 派遣元事業主は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十五条の規定に基づき、日雇派遣労働者との労働契約の締結に際し、労働契約の期間に関する事項、就業の場所及び従事すべき業務に関する事項、労働時間に関する事項、賃金に関する事項(労使協定に基づく賃金の一部控除の取扱いを含む。)及び退職に関する事項について、書面の交付(労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)第五条第四項ただし書の場合においては、同項各号に掲げる方法を含む。以下同じ。)による明示を確実に行うこと。また、その他の労働条件についても、書面の交付により明示を行うよう努めること。</p>

二  
(略)

二  
(略)

○厚生労働省告示第三百四十七号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の十二の規定に基づき、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示を次のように定め、令和三年四月一日から適用する。

令和二年十月九日

厚生労働大臣 田村 憲久

派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示

派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第三百三十七号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第二 派遣元事業主が講ずべき措置 一〇十五 (略)</p> <p>十六 情報の提供</p> <p>派遣元事業主は、派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主を適切に選択できるよう、労働者派遣の実績、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合、教育訓練に関する事項、労働者派遣法第三十条の四第一項の協定を締結しているか否かの別並びに当該協定を締結している場合における協定対象派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により、広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とすること。また、労働者派遣の期間の区分ごとの雇用安定措置を講じた人数等の実績及び教育訓練計画については、インターネットの利用その他の適切な方法により関係者に対し情報提供することが望ましいこと。</p>	<p>第二 派遣元事業主が講ずべき措置 一〇十五 (略)</p> <p>十六 情報の提供</p> <p>派遣元事業主は、派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主を適切に選択できるよう、労働者派遣の実績、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合(以下この十六において「マージン率」という。)、教育訓練に関する事項、労働者派遣法第三十条の四第一項の協定を締結しているか否かの別並びに当該協定を締結している場合における協定対象派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期(以下この十六において「協定の締結の有無等」という。)等に関する情報を事業所への書類の備付け、インターネットの利用その他の適切な方法により提供すること。特に、マージン率及び協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とすること。また、労働者派遣の期間の区分ごとの雇用安定措置を講じた人数等の実績及び教育訓練計画については、インターネットの利用その他の適切な方法により関係者に対し情報提供することが望ましいこと。</p>

派遣元（派遣会社）事業主の皆さまへ

## キャリアアップ措置や雇用安定措置等の派遣元の責務が強化されます

( )内は改正された省令・告示の施行・適用日

### 1 派遣労働者の雇入れ時に説明する事項の追加（令和3年1月1日）

- 派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、キャリアアップ措置（教育訓練やキャリアコンサルティングの内容）について説明することが必要となります。【労働者派遣法施行規則第25条の14第2項第4号】
- また、教育訓練計画の内容やその変更について、派遣労働者に説明を行うことが必要となります。【派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の8（5）ロ】

### 2 雇用安定措置に関する派遣労働者の希望の聴取（令和3年4月1日）

- これまでも、派遣元事業主は、一定の場合、派遣労働者の派遣終了後の雇用を継続させるための措置（雇用安定措置）を講じる必要がありましたが、当該雇用安定措置を講じるにあたっては、**予め派遣労働者から希望する当該措置の内容を聴取することが義務化**されます。【労働者派遣法施行規則第25条の2第3項】
- また、派遣労働者から聴取した内容について派遣元管理台帳に記載を行うことが必要となります。【労働者派遣法施行規則第31条第10号】

### 3 マージン率等のインターネットでの提供（令和3年4月1日）

- マージン率等（※）については、原則として、インターネットの利用による情報提供が必要となります。【労働者派遣法施行規則第18条の2第1項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16】
- （※）事業所毎の派遣労働者数、派遣先数、マージン率（派遣料金の平均額・派遣労働者の賃金の平均額）、教育訓練、労使協定の締結の有無（労使協定の範囲、有効期間）（注）下線部はこれまでも情報提供の対象項目ですが、新たにインターネットによる情報提供が必要となる項目です。
- 「人材サービス総合サイト（厚生労働省運営）」による情報提供（無料）も可能です。

### 4 日雇派遣における労働者派遣契約の解除等の措置（令和3年1月1日）

- 派遣元事業主は、労働者派遣契約の解除がなされた場合、新たな就業先の確保ができない場合には、休業等を行い、日雇派遣労働者の雇用の維持、休業手当の支払い等の労働基準法等に基づく責務を果たすべきことを明確化しました。【日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針第2の5（2）】

### 5 労働者派遣契約の電磁的記録による作成（令和3年1月1日）

- 労働者派遣契約について、書面によらず、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行うことができます。【厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令別表第2】